

第 11 日目（12 月 22 日）

○議 長（黒滝松男君） おはようございます。傍聴者の方、早朝から大変ご苦労さまでございます。よろしくお願いいたします。

散会前に引き続き本会議を開催いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は 26 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため欠席の届け出が出ておりますので、報告をいたします。

〔午前 9 時 30 分〕

○議 長 本日の日程は、本日配付いたしました議事日程第 5 号丸正のとおりといたします。

○議 長 ここで、今定例会の初日にご同意をいただきました、監査委員小林勝巳様が、本日より出席されておりますので、ご挨拶をお願いしたいと思います。小林監査委員、ご登壇願います。

監査委員。

○監査委員 ただいまご紹介いただきました小林勝巳と申します。昭和 28 年生まれの 63 歳になります。このほど監査委員ということにつきまして、議会の皆様方からご承認をいただき、まことにありがとうございます。先ほど市長室におきまして、南魚沼市長、林様から任命書をいただきました。非常に重責重く、また不安に感じているところであります。今後につきましては、議会の皆様、関係各位の皆様方から、ご支援、ご協力を賜りながら、一生懸命監査職務に邁進していきたいと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、就任のご挨拶とかえさせていただきます。本日はありがとうございました。

〔拍手〕

○議 長 小林様、大変ありがとうございました。

○議 長 日程第 1、第 112 号議案 平成 28 年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 皆様、おはようございます。それでは、第 112 号議案 平成 28 年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきまして提案理由を申し上げます。今回の補正の主な内容としましては、歳出では、一般被保険者にかかる高額療養費につきまして、前年度を上回る給付が続いており、9 月定例会において 200 万円を補正計上したところですが、2 月支払い分について不足が見込まれることから、7,000 万円を増額するものであります。

歳入では、増額が見込まれる財政調整交付金を 3,000 万円、高額医療費共同事業交付金を 3,000 万円、保険財政共同安定化事業交付金を 1,000 万円追加いたしました。以上により、歳入歳出予算にそれぞれ 7,000 万円を追加し、歳入歳出予算総額を 66 億 3,955 万 8,000 円と

するものであります。詳細につきましては、市民生活部長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 では、第 112 号議案 南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、詳細の説明を申し上げます。まず、議案書の 10 ページから 11 ページをごらんいただきたいと思います。歳出の事項別明細からご説明を申し上げます。市長が申し上げましたとおり、今回の補正の主眼となりますのは、高額療養費の増額であります。一番上の段、2 款 2 項 1 目一般被保険者の高額療養費であります。この一般被保険者の高額療養費につきましては、平成 27 年 1 月診療分から制度改正が行われておりまして、年所得にしまして 210 万円以下の方の負担限度額が引き下げられたということから、既に平成 27 年度決算においても、被保険者数が減少しているにもかかわらず、高額療養費だけは 1,370 万円ほどの増加となっております。平成 28 年度においても、このくらいの増加ではないかと我々は見込んでいたわけでありまして、平成 28 年度におきましては、この増加傾向が一層顕著となっております。11 月末現在の平均で、件数にしますと毎月 56 件程度、金額にしますと 585 万円が平均でありますけれども、前年度よりも増加をしているという状況であります。

11 月末の前年度同期の給付額の合計でみますと、約 4,700 万円ほど、20%以上の増加となっております。年度末までを推計しますと、このままでいきますと、およそ 7,000 万円ほど前年度よりも上昇するのではないかという計算になっております。

原因として考えられますことは、さっきのその制度改正の影響に加えまして、やはり、基幹病院等の高度医療の受診機会が増えたということにあるのではないかというふうに思っております。この傾向は、今後 3 月までも続くということを見込みますと、推計をいたしますと、2 月の支払い分から予算不足が生じるのではないかと、こういう懸念が生じたわけでございます。よって、今回 7,000 万円を増額させていただきたいという補正であります。

9 月の補正におきまして 200 万円を増額したところでありますけれども、我々の見通しがちょっと甘かったと言わざるを得ません。まことに申しわけないと思っております。

また、歳出、その下の段ですけれども、歳出の 11 款諸支出金の一般被保険者保険税の還付金につきましては、やはり国保から社会保険に移動する方が、依然として続いているということでありまして、保険税の還付金に不足を生じることから、その下の段、予備費から 170 万円を振り分けるというものであります。

議案書の 8 ページ、9 ページに戻っていただきたいと思っております。今回歳出増となります 7,000 万円の財源でありますけれども、まず 1 つには一番上の段、3 款国庫支出金の財政調整交付金の増額分を 3,000 万円と見込んでおります。これはルール分でありまして、保険給付費が増加しますと、計算上増額が見込まれるという分であります。もう 1 つはその下の段、8 款共同事業交付金でありますけれども、これは 4,000 万円の歳入増を見込んでおります。1 目の高額医療費共同事業交付金は、レセプト 1 件当たり 80 万円を超える部分について、県内市町村が拠出した金額、これを原資としまして、その 59%が交付されるという制度であり

ます。保険の保険といわれる制度でありますけれども、11月末の前年同期の交付額を比べますと既に2,400万円伸びているということから、このままでいった場合の推計としまして、年度末までの歳入増を3,000万円と見込みました。

その下の2目保険財政共同安定化事業交付金は、レセプト1件1円以上80万円以下の部分を対象として、同じ率59%が交付されるという交付金であります。これも実績に基づきまして、1,000万円の増額ということを見込んでおります。今回の補正には計上しておりませんが、保険給付費の本体部分であります療養給付費、一般被保険者の療養給付費につきましても、前年度の給付額を大幅に超えるという状況が続いております。推計では現計予算を5,000万円ほど超過する可能性があるということでもありますけれども、今回予備費を5,200万円温存しております。その部分と合わせまして、ほかの国県負担金等がどのように増額になってくるか詳細な調査をいたしました上で、最終調整は3月で行いたいというふうに考えております。

議案書の1ページにお戻りいただきたいと思っております。歳入歳出予算の総額に7,000万円を追加し、歳入歳出それぞれ66億3,955万8千円としたいものであります。以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議 長 質疑を行います。

6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 細かい、詳細な説明をしていただいて、大体わかったのですが、後段のほうで療養給付費のほうの5,000万円、これは今回関係ないのですが、前段の高額療養費のほうで制度改正による負担額軽減の関係、そしてまた基幹病院の関係というようなことで7,000万円を見通して、今現在この補正で、7,000万円もう増えるということです。後段で言った、療養給付費が5,000万円増ということをつけ加えましたけれども、この高額療養費も制度改正によるところが大きいのか。それともやはり、後段言った5,000万円のほうは、基幹病院の関係も大きく影響していると思うのです。その辺の割合といいますか、基幹病院で相当医療費関係がこういうふうな形に出てきたのかという思いがあります。正確な数字でなくて結構ですけれども、高額療養費が半分ぐらい、基幹病院が半分ぐらいとそんな感じがいいのですが、そういうところがわかりましたらちょっと教えていただきたい。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 その2つの割合につきましては、非常に難しい分けになるわけですが、高額療養費の制度改正につきましては、金額的には昨年が1,300万円ぐらい、ことしが7,000万円ぐらいということで、差し引きしますと6,000万円ぐらいということになります。それと、療養給付費本体はもう全く桁が違う金額になります。我々が見ておりますのは、やはり制度改正で増えた分というのは、昨年度の影響額1,300万円ぐらいであろうと思っております。それ以上に伸びた部分といいますのは、やはり私は基幹病院の影響が大きいのではないかと思います。レセプトの単価の病院ごとの比較も行って見たのですが、やはり、ほかの病院群に比べまして基幹病院の単価は非常に高いと、これははっきりしている

わけであります。それだけ高度な医療を施しているわけですから、当然でありますけれども、我々が思っていたよりも基幹病院の受診機会が多かったということであろうかと思えます。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 基幹病院ができて、当然この地域の医師の数が増えたわけであります。今まで我が市が国保の診療金額が低いということで見られていたのが、医師がこうして充足してきたものだから、そこを利用するようになって、今までなかったような高額な費用を要するような病気が見つかってきたという、そういうまた捉え方も私はしてしまうわけですが、それについてのまた見解をひとつ教えてもらいたいと思っています。

あと1点。当市は人工透析の方がやや多いと。これが高額医療を引き上げているというふうに私も感じてしまうわけですが、その辺の特定健診、特にメタボの危険があるような方への健康指導、健康診断にももう少し力を入れるべきだと思っていますが、それについての見解をお願いします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 保険関係につきましては、福祉保健部長のほうからお答えを申し上げたいと思いますが、前段の医師が充足されてきたことによる増加ではないかというご質問でありますけれども、その点はやはりあるかと思えます。我々は基幹病院ができたことでどれだけ給付費が増えるだろうかという、最初は推計をしていたわけですが、この地域の高度医療を必要とする方々の、それほど極端に病院ができたからといって絶対数が増えるだろうか。今まで長岡、新潟に通われていた方が、近くで受診することができることになって、発症する数というのはそれほど爆発的に増えるものではないだろうという読みをしていたわけであります。

したがって、便利になることは便利になるのでしょうけれども、給付費本体が急激に上がるということは、あまりそこまでは予測をしていなかった。上がるとしても何%の範囲だろうという予測であったわけですが、それ以外の方々もやはり基幹病院を受診する機会が増えたのだろうということを、我々が見越せなかったということであろうかと思えます。

保険給付費が今まで南魚沼市は、平成26年度段階では一般被保険者に限りますと、一番低いという数字が出ておりますけれども、その段階の比較をしますと、県の平均に対して75%程度なのです。我々が一、二年で上がってはきておりますけれども、それでも県の平均に届かないぐらいの上がり方であります。したがって、一番低いという状況はないかもしれませんが、給付費が低い市町村の部類にまだ存在しているということは明らかであろうと思えます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、特定疾患、メタボ関係につきまして答弁申し上げます。人工透析患者が多くなっているということ、このことによって基幹病院を利用する、しないというのは関係ないだろうということは、今、市民生活部長が申し上げたとおりですが、そういう実態がありながら、人工透析の患者さんというのはやはり増えています。それは福祉の関

係で、障害者への医療が増えているということにもあらわれております。保健課でも、人工透析が増えているということには注目しております。こちらにおいでになった先生方につきましても、やはり地域の特徴として人工透析患者が多い、要するに腎疾患の患者さんが多い、糖尿病の患者が多いということは指摘されております。そのための対策として、医療とそれから行政で取り組んでいるわけですけれども、やはり特徴としましては、重症化してから受診する方が多いというのがあります。

そのために保健課では、その前にぜひ受診をして、重症化する前に手当てをしていただきたいということでの取り組みをしているのですけれども、やはりその辺は、意識のある方というのは、軽症のうちから受診をし、それから医療につなげているのですが、なかなか重症化するまでにがまんをしてしまうという人が多いものですから、それが一番今後の課題だということになっております。それを抑えることが、医療費の抑制にもつながるといような意識を持っておりますので、医療、それから行政が一緒になって取り組んでいきたいというふうな考えは持っております。以上です。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 これは前市長のころから、この市は県内でもアルコールの摂取量が特に多いというふうな指摘を受けていたわけであります。私も毎晩1リットルのビールを飲むことにしていますが。そういうことの中で、市民の健康診断の実施のあり方、また、市民にしてみれば、人間ドックであろうが、職場での健診であろうが、あるいはまたかかりつけ医の健診であろうがいろいろやっているわけでしょうけれども、トータルとしてどの程度市民にそういう健診がいきわたっているのか。それがちゃんと分析されていて、なおかつ今の健診システムでいいと思っておられるのか。改善すべき余地があるのか、その辺についての担当部のひとつまた考えを聞いておきたいところですが。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 市が担当しているのは、主に国保の加入者の方の特定健診を担当しておりますし、それ以外の方につきましては、私どもを含めていろいろ会社、それから勤務先の保険で健診をしております。そのほかがん検診につきましては、市でも住民健診という形で取り組んでおります。県内でも私どもの市の受診率というのは、決して低いほうではなくて、どちらかという高い部類に属しますが、ただ、50%前後。特定健診の受診率は50%前後で推移しているということで、なかなかそれ以上伸びないという傾向にあります。これが何かということではしております。

やはり、健診を受けなくても医療機関にかかっている方がかなり多いというふうな実態もありますし、先ほど申し上げましたように、健康に対する意識がまだまだ低いというふうな実態もありますので、それをいかに喚起していくかということが今後の課題となります。確かに健診の体制につきまして、いろいろご意見もいただくところですが、現状ではできるだけ快適な受診環境の中で受診をしていただくということで、今の体制をとっております。

各地域に出向いて、個々に戸別訪問でもして健診をすればいいのしょうけれども、なか

なか時間と経費の関係でそうはいきません。ということになりますと、いかに市民の方から健診、それから健康に対して関心をもってもらうかということになりますので、今後の課題としては、先ほど申し上げましたように医療機関の先生方からも地域に出向いていただいて、いろいろ講座をする中で啓発をしていかなければならないだろうと。積極的に市民の方から関心を持ってもらう方策をとっていかなくてはならない。

それから、KDBといますか、国保のデータを中央に上げておりますし、それをまたフィードバックしておりますので、地域ごとの傾向等も示しながら、南魚沼市は健康が悪いとか、アルコール摂取量が高いという漠然な提示では、なかなか自分のこととして理解していただけないという傾向がありますので、どこどこのだれだれとは言いませんけれども、どこどこの地域の特性、どういう生活をしなければならないかというようなことも含めて分析し、周知していかなければならないというふうに考えております。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今ほどの質疑を聞いていて、ちょっと不明確だと思っているのが、医療環境が整うと医療費が上がると。そして、高額医療につながるということですが、大きな手術が主体で伸びているのか、今、言われる慢性疾患、あるいは腎疾患等で増えているのか。その辺が今後の対策としては問題かと思うので、そこをひとつお聞きします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 入院と外来等の分けといますか、手術が行われたかどうかまではちょっと分類はしておりませんが、まだそこまで分析はしていません。ただ、1件当たりのレセプト、通院であってもやはり基幹病院はひと月まとめますと高くなります。償還払いで高額療養費の支給を受けにくる方は、ほとんどが基幹病院の方が多いのです。そういう点を考えますと総体的に、入院、通院ともに上がっているのではないかというふうに思っております。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私が耳にしたのは数例だというふうに考えてもらって結構なのですが、私は何らかの症状が出て、心配で基幹病院に行く、そこで若干余計な医療がかかるという話はそれはわかるのですが、そこで大きな病気が発見されて、手術にいたったケースというのがどうもあるように聞いているのです。

そうすると、早期発見、早期治療につなげるためにドッグなり、健診なりがどうであるかとかこういう話になって、それが医療費を抑えるところに作用していかないとならないというふうに考えます。手術か、そうでなくて慢性的な部分なのか、その辺はやはり早急にめどというか調査をしていただいて、新年度の予測をしなければならない状況ではないかというふうに感じますが、いかがでしょうか。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 おっしゃるとおりでありまして、もっと詳細にどういう受診状況になっているのか、疾病の分類等も含めまして詳細な分析を進めていきたいと思っております。基

幹病院で発見されたという例を私も聞いておまして、なかなかこれが住民健診、あるいは人間ドックで見つかるかといいますと、やはり基幹病院はレベルの違う器械で検査をするわけです。それが1つ大きな特徴でありまして、そこでやっと思つかるという例は私は多いのではないかと考えております。住民健診が無力であるとは言いませんけれども、やはりその点ではレベル的な限界があるのではないかとこのようにも考えております。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 非常にいい例を部長も知っているようでありますが、確かにそういうことなのです。ほかの症状で行ったら、いや、そうではないぞと言われたと。例えばがんぞと、こう言われた経過もあるそうです。それはがんにとっては、すぐ手術する問題と、高度医療を施す場合とそれはあると思うのです。そういう点がありますので、本当にこれは早急にチェックをしていただいて、今、血液検査でわかるのですね。どこかわからないけれども、どうもがん細胞があるようだというのはわかるようであります。それは基幹病院でなくても、市民病院の血液検査で十分わかるようであります。以上です。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 おっしゃるとおりでありまして、私もその血液検査の、がん検診ですね、受けておまして、異常ですよという数値が出るのですけれども、非常に費用は安くて済むのです。ただ、それがどこのがんであるかというのはわからないのです。一度私も精検を受けて調べましたけれども、どうも異常はないと。タバコを吸っていると高くでますよという数字でありました。

ただ、それらを受けてみようと、毎年でなくても、私も大腸がん検診とかを受けましたけれども、定期的にローテーションを組んで、肺をやってみようとか、大腸をやってみようとか、そういうオプション的につけ加えることは非常に有益だと思っておりますので、その点は推進をしてみたいと思っております。

○議 長 13番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 今ほどの話ですと、基幹病院はまだ100%の稼働率をなしていないわけがあります。我が市にあるので、当然うちの市の方が一番多く行かれるとは思いますが、隣接している魚沼市、湯沢町あたりが、やはり高度医療がそこにできたことによって同じように国民健康保険の部分が伸びているのかという部分と。

もし、外来で行ったときに、やはりいろいろな検査が行われるような病院です。最初は2次医療以上というような形での基幹病院を言っていましたけれども、今はワンストップ、多分1次からでも受け入れていると思っております。そういったように、もう入っただけでお金がかかる、高いところだとは思いますが、そういう部分もやはりあるのではないかと。市民にとっては、そのおかげで助かる命が増えたとは思いますが、その分が跳ね返ってくるわけでありまして、いろいろな啓発もしていかなければいけない部分と、また、使い方ということをよくよくこの地域医療では言っていたわけです。すみ分け。1次医療はこっちですよ、2次医療以上はこっちですよということを、すごく、立ち上げる前からそこが

大事だと。そうしないと、なかなかいろいろなことが起きてくるという部分がやはり懸念されていたわけで、実際的にこういうふうになってきているわけですが、来年のまた見通しとか、100%稼働したらもっと上がるものだとは思っているのです。市民の方にまた使い方とか啓発をしていかなければいけないとは思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 まず、最初の近隣市の状況でありますけれども、まだ平成28年の状況は、我々もつかみきれれておりません。平成27年の決算を見ますと、やはり魚沼市、十日町市も上がっております。南魚沼市ほどではないのですけれども、上昇しているという傾向が見られます。平成28年度もやはり同じ傾向ではないかと思えます。

それから、すみ分けの問題でありますけれども、これは我々は本当に強く望むところあります。ただ、まだ100%稼働がなっていない段階で、また療養病床も全部動いていない段階でのこの上昇でありますので、これが医療再編が完璧に終わった段階、フル稼働になった段階というのが、かなりまた影響が出てくるのではないかと思えます。

問題は、議員がおっしゃいますように、高度とそうでない部分のすみ分けであろうということになります。今現在の基幹病院の受診率がそのまま続くのかといいますと、やはりそこに行かなくても済むのだということが市民にわかってくれば、ある程度の段階でピークを打つのではないかと私は思っております。希望的な観測でありますけれども、どんどん、どんどん毎年20%だという伸びを示すかという、私はそこまでは思っておりません。ある程度の段階で、一、二年の段階でもって沈静化していくのではないかと、本当に必要な方々がそこに受診をしていくというすみ分けがきちんとなされていくのだろうと。

実際にあそこに行くと、本当に検査ばかりでということをする人もおります。そこまでしなくてもいいだろうにということをおっしゃる方もいらっしゃいまして、その点が住民の中で浸透してくる、わかってくるということが必要だと思いますし、ある程度の段階で我々も打って出て、市民への周知をする。今の段階でそれができるかというちょっと難しい面があるかと思えますけれども、やっていく必要があろうかと思っております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第112号議案 平成28年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 112 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 2、第 113 号議案 平成 28 年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 113 号議案 平成 28 年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、提案理由を申し上げます。今回の補正は、介護保険課の人事異動に伴う職員給与費及び介護サービス費などの事業量見込みによる増と、介護認定審査に係る湯沢町の過年度負担金精算による減の結果、既決予算を増額するものであります。主な内容としましては、歳出では総務費の職員給与費と運営費とを合わせて 311 万円を増額、介護認定審査会費を 39 万円減額し、保険給付費のうち介護サービス諸費 4,925 万円と、高額介護サービス費 643 万円を増額、地域支援事業費、包括的支援事業、任意事業を 228 万円増額するものであります。

歳入では、介護認定審査に係る過年度湯沢町委託負担金の精算による減のほか、歳出で増額となりました介護給付費及び地域支援事業費の財源として、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金をそれぞれルールに基づく負担割合により増額して計上するものであります。

以上により歳入歳出予算にそれぞれ 6,071 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 63 億 7,702 万円としたいものであります。詳細につきましては福祉保健部長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、第 113 号議案について詳細をご説明申し上げます。事項別明細書でご説明いたしますので、議案書の 8 ページ、9 ページをお開きいただきたいと思えます。まず、歳入ですが、最初の表、2 款 1 項 1 目認定審査会負担金は、介護認定審査に係る事務について、湯沢町が当市に委託している分の負担金のうち、平成 27 年度分を実績精算により 39 万円減額するものです。

下の表、4 款国庫支出金から、次の 10、11 ページの 8 款 1 項 1 目介護給付費繰入金につきましては、市長が提案理由でも申し上げましたように、歳出で説明いたします介護サービスの事業量の見込み増などにより、増えました介護給付費の財源として、国、県、支払基金及び市一般会計からのルールに基づく補助金、負担金、交付金及び繰入金を追加計上したものです。

これらにつきましては、歳出、次の 12、13 ページの下の表、2 款 1 項 1 目の介護サービス諸費及び、恐縮ですが 14、15 ページ、2 款 4 項 1 目高額介護サービス費の補正の合計額 5,568 万円を基礎といたしまして、これにそれぞれの負担割合に乗じた額を計上してあります。

また、8、9 ページに戻っていただきまして 2 番目の表、4 款 1 項 1 目介護給付費負担金の 1,113 万円は、先の 5,568 万円に 20%を乗じ、2 項 1 目調整交付金 372 万円——下の表ですが——は、6.7%、その下の表 5 款 1 項 1 目介護給付費交付金の 1,558 万円は 28%を、一

番下の表、6款1項1目介護給付費負担金及び次の10、11ページ、2番目の表、8款1項1目介護給付費繰入金の695万円は、12.5%をそれぞれ乗じた額です。

また、8、9ページに戻っていただきまして、その中ほどの表のうち、4款2項3目地域支援事業交付金、総合事業以外ですが、88万円につきましては、歳出、今度は14、15ページ、2番目の表のうち、3款3項3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費228万円を基礎としまして、国庫補助金として39%を乗じた額です。また、10、11ページ、一番上の表、6款2項2目と、下の表、8款1項3目地域支援事業繰入金では、県補助金及び一般会計繰入金として、国の半分の19.5%を乗じた44万円をそれぞれ計上いたしました。

同じ表の、4目その他一般会計繰入金のうち、1節の人件費繰入金234万円は、介護保険課の本年度の人事異動に伴います、給料及び手当等の増額に伴う計上であり、その下の2節事務費繰入金76万円は、平成30年からの第7期介護保険事業計画策定の資料となります、ニーズ調査及び今回、国から追加指示がありました、在宅介護実態調査に要する費用につきまして、一般会計から繰り入れを行うもので、その内容は、歳出のほうに、職員給与費及び運営費に記載のとおりであります。その同額が計上してあります。議案第111号の一般会計補正の歳出でご説明しました、介護保険事業費、特別会計繰出金と同額となっております。

次10、11ページ一番下の表、8款2項1目介護給付費準備基金繰入金1,184万円は、歳出で増額となりました介護サービス費等のうち、国県等の負担金・交付金等で措置される残りの額、財源の不足する分につきまして、基金を取り崩して補填するものです。これによりまして、介護給付費準備基金の残額は、2億8,458万円となる見込みです。以上が歳入の内容です。

次に歳出です。12、13ページをお願いします。1款1項1目一般管理費につきましては、歳入でご説明したとおりです。なお、説明欄丸の運営費の調査委託料は、ニーズ調査等の調査票の入力、集計、結果報告等の作成等を業者に委託する費用で、ニーズ調査等につきましては、調査票を去る11月28日に発送し、12月27日を期限として提出をお願いしているところです。

その下の表、3項1目丸の介護認定審査会費39万円は、介護認定審査に係る審査会委員報酬を実績に基づき減額するもので、同額を歳入で湯沢町負担分として減額計上しております。

一番下の表、2款保険給付費1項1目介護サービス諸費であります。説明欄丸の地域密着型介護サービス給付費4,368万円は、居宅介護サービス費の通所介護サービス施設6か所が、平成28年度から地域密着型介護サービスに移行したことによる、この事業費の不足額の計上であります。

次の丸、居宅介護福祉用具購入費、その下の丸、居宅介護住宅改修費及び居宅介護サービス計画給付費につきましては、いずれも年度見込みによる不足額の計上であります。

14、15ページをお願いします。一番上の表2款4項1目丸の高額介護サービス費は、限度額以上の介護サービスに係る自己負担額を後から支給するものですが、これも年度見込みによる不足額643万円の追加計上であります。2番目の表、3款3項3目、丸の包括的・継続

的ケアマネジメント支援事業費は、包括支援センター主任ケアマネジャー3人の人件費ですが、歳入でも説明しました人事異動に伴う228万円の増額計上です。

下の表、4款1項3目償還金ですが、丸の国庫支出金等過年度分返還金として、県費負担金及び財政調整交付金について、平成27年度介護給付費の精算に基づき、余分に交付を受けたものをここで返還するために、それぞれ1,000円、合わせて2,000円を計上するものです。

次に一番下の表、2項1目の丸、一般会計繰出金は、社会福祉法人等による生計困難者に対する介護サービスに係る利用者負担分を軽減する事業に対しまして、県の4分の3の補助金を得て、市の一般会計で助成する分のうち平成27年度の精算に基づき、県への返還金2万円が生じたための計上です。

それから、なお、本補正につきましては、先ほども申しあげました第111号議案の一般会計補正の際に、介護保険特別会計繰入金及び歳出の介護保険事業費で同額を計上しております。以上が歳出の内容です。詳細説明は以上です。

○議 長 質疑を行います。

16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 歳出、13ページの地域密着型介護サービス給付費4,368万円増についてお伺いしますが、市長の所信表明の資料30ページ、31ページにあるように、今年度の認定者数は31名増と。さらに、今問題になっている地域密着型介護予防サービスの受給者数、これは125人の増という状況になっているわけです。現在のところ、地域密着型サービス費というのは、執行率52%。48%残っている中で、これだけ4,368万円の増額ということになると、施設型から地域密着型に移行した6か所、今度はこれだけの影響ではなくなるのではないかという感じがしているのです。そうすると、この予算の中で年が明けてまた補正が出るかという感じがしていますが、担当課のほうとすると、この4,368万円で何とか3月いっぱいまでは対応できるのではないかという、そういう判断で金額設定をしたのか、その部分をお伺いします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 ご質問の地域密着型サービス費の関係でございます。確かに52%の執行率で今推移しておりまして、今後の見通しとしてこの額、4,368万円が不足するだろうというような見立てに基づいてしております。確かに昨年度に比べまして、昨年の同時期が5億2,000万円、現在5億5,700万円ということで、昨年度よりやはり伸びています。今後もこれが伸びることが予想されますけれども、担当としましては、これぐらいで済むのではないかというような推測に基づいて計上したものであります。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 さらに伺いたいのは、この施設の方たちが地域密着のほうのサービスを一応実施しようというふうな部分は、当初予算のときからもそういう傾向があるのではないかというのは聞いていましたけれども、問題になっている介護職員の処遇であります。この部分について、なかなか施設に勤めていてもだめだと。であれば、地域密着型に移行して、

その中でその職員の方たちを確保しながら、こういうサービスを提供していこうという考え方に民間がどうも移ってきたのではないかというふうに思いますけれども、その辺の情報がありましたら教えていただきたい。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 介護の分野の人材不足につきましては、全般的に不足がちだというようなことで、一般質問等でもございましたし、私どもも細かい実態というのは把握しておりませんし、また、各事業所において、どういう状況にあるのかというのは、今後の調査すべき課題だというふうには思っております。具体的にこのことが、議員がご指摘のような形での移行なり、そういった現象があるのかということまでは、具体的にはつかんでおりません。

○議 長 3番・広田公夫君。

○広田公夫君 今の案件の4ページの介護サービス等諸費用52億円、高額介護サービス等約9億円とありますけれども、この高額サービス費用というのは、介護度5の人たちに対応しているのかどうか。私がちょっとお聞きしたいのは、民生委員の方から私が相談を受けたのですけれども、介護度5にあって、施設に入りたいのだけれども、施設に入れないと。そのために群馬県にある施設に行つて、自己負担でその方は18万円ぐらいと言われた。子供も育てなければならぬ今の自分の生計費の中から、自分の親をどうやってそこにと、そういう方からその民生委員の方は相談を受けていて、これが本当に困っているのですよと。

その方が言うには、施設はあるのだけれども看護師さん不足だと。その施設としては、看護師さんを確保できないがために受け入れられないと、そういうふうに言われている。ですから、群馬県にあるところに広田さん、自分で行ってみなさい、何十人も南魚沼市から来ていますよと。ですから、私は具体的な数は確認していませんけれども、今それがどんなような、外に出るといふ方が何人と把握されているのかということと、あとそういう施設があるにもかかわらず、看護師さんがいないがために受けられない、そういうところをちょっと教えていただきたいと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 高額介護サービス費の関係は、これは所得によっていろいろ段階がありますけれども、例えば生活保護の方、それから課税状況によって分類されたりして段階的に、それ以上の個人負担が増えた場合、それ以上は納めていただかなくてもいいと。それは公が補填しますという制度ですので、これが直接、当然介護度が上がれば負担額も増えますので、それに該当する方が出てくるのは当然です。

それで今、県外なり、市外にどのぐらいということでお話がありましたけれども、市外、県外も含めて、120名ほど出られております。それで、いろいろ医療の再編がありまして、療養病床がなくなったりということによって多少の影響はありまして、その当時から若干、去年の1年前から比べて20名ほど、市外に出られていく方が増えております。その中には、議員がご指摘のように群馬の施設もありますし、もちろん県内の施設もありますので、そういった方が少しずつは増えているというような状況であります。以上です。

○議 長 3番・広田公夫君。

○広田公夫君 先ほど質問しましたけれども、南魚沼市に施設が、例えば部屋ですね。受け入れる部屋はあるのだけれども、看護師さんがいないがために受け入れないというのが本当にあるのでしょうか。それをお願いします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 特別養護老人ホーム等につきましては、看護師等ではなくてやはり介護職員が主体になってきますので、そこについて入所者を制限するというような事態にはなっておりません。やはり看護師さんが不足する、それから介護士さんが不足するというのは、例えば、ほかの小規模多機能でいろいろなサービスを組み合わせてやっているようなところ、看護が通所看護ですとか、そういったもので施設に通所して、そこで看護を受けながらリハビリをすとか介護を受けられる、そういったいろいろなサービスにつきましては、やはりスタッフがなくてできない。サービスを中止するというような方もいらっしゃいますので、若干そういう意味では、全体的には看護師、それから介護士が不足することによって、サービスを中止せざるを得ないという方もいらっしゃいます。

ただ、特養につきましては、スタッフ不足によって入所を制限すとか、そういったことではなくて、特養自体がもうかなりの部分で満杯状態になっているということがあります。かなりの充足率になっているというような状況です。その辺のところは若干、施設介護といろいろな、通所、それからデイサービスとか、訪問看護とか、そういうところに影響が出てくるということで、若干分けられるのではないかとこのように考えております。以上です。

○議 長 3番・広田公夫君。

○広田公夫君 ということは、部屋があいているからとか、看護師が不足だということではないということに聞こえます。では、この120名の外に出ている方が、今現在どのぐらい、もし希望すれば受け入れられる余力があるのでしょうか。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 申しわけありません。私の説明がちょっと足りなかったかもしれませんが、施設介護といいますか特養も含めてそこに入所されている方につきましては、別に空室があるということではなくて、ほぼ満杯状態です。

そのためにそこに入れなくて、これは特養ばかりではなくて介護施設等いろいろありますので、それらも含めてすぐそこに入りたいたいのだけれども入れない。そのために市外、または県外に入所を求めてられる方が、先ほど申し上げた120名ぐらいいらっしゃるといことです。スタッフが要るために、入所施設が本当は空室があるのにそこを埋められる状態になるか、ということではない。看護師、介護士が不足するために、ほかのサービスができない施設、事業所があるということになっておりますけれども、ご理解いただけますでしょうか。

〔「議長、3番」と叫ぶ者あり〕

○議 長 3回ですから、ほかに。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 113 号議案 平成 28 年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 113 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 3、第 114 号議案 平成 28 年度南魚沼市下水道特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 114 号議案 平成 28 年度南魚沼市下水道特別会計補正予算（第 2 号）につきまして提案理由を申し上げます。今回の補正は人事異動及び給与改定による職員給与費と、決算見込みによる過不足額につきまして、それぞれ所要額を計上するものであります。

歳入では、分担金及び負担金につきまして、農地転用など新規賦課分の増が見込まれるため 1,312 万円を追加し、繰入金につきましては、歳入負担金の追加や、歳出職員給与費の減などにより、一般会計繰入金を 2,203 万円減額するものであります。また、市債につきましては、民間資金の借換債 4,920 万円を計上いたしました。

歳出では総務費の職員給与費につきまして、1,003 万円減額し、受益者負担金の増による前納報奨金の不足見込額 109 万円を追加するものであります。公債費では民間資金の借り換えに伴います繰上償還金として 4,924 万円を計上いたしました。

以上により歳入歳出予算にそれぞれ 4,029 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 56 億 3,164 万 8,000 円とするものであります。なお、担当部長の詳細説明は省略させていただきます。よろしくご審議上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 114 号議案 平成 28 年度南魚沼市下水道特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 114 号議案は、原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 4、第 115 号議案 平成 28 年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第 115 号議案 平成 28 年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、主に一般会計繰入金のルール分、この追加と、人事異動及び給与改定によります職員給与費について、不用額を減額するものであります。

第 2 条、収益的収入及び支出の補正では、収入で他会計補助金を 221 万円追加し、支出では職員給与費を 1,558 万円減額いたしました。

第 3 条、資本的支出の補正では、職員給与費を 461 万円減額し、これにより資本的収入が資本的支出に不足する、既決額 10 億 375 万 8,000 円を、9 億 9,913 万 9,000 円とするものであります。

第 4 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、職員給与費の既決額 1 億 2,374 万円から、2,029 万 7,000 円を減額し、1 億 344 万 3,000 円とするものであります。なお、水道事業管理者の詳細説明も省略いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

6 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 詳細説明を省略していただきましたけれども、ちょっとわからないのでお聞きしたいのですが、9 ページ、経営戦略策定、一般会計繰入金、ルール分ということで、一般会計のほうにも 2 分の 1 ということで出てきました。それはわかるのですが、ということは、経営戦略策定にこの 220 万円掛ける 2 の費用がかかるということなのですか、ということと。

では、それであれば、今度は下の支出になるのですけれども、支出はいろいろ精査して全部マイナスですよ。どういうふうな形でこの経営戦略が策定されるのかというのが、ちょっと説明しないと、ここからだ全然わからないのです。職員が自分の業務の中でするのか。委託料はないので委託するのではないと思いますけれども、この経営戦略策定というのは期待しているところですので、どういう手法で、どういう予算組みの中でするのか。全部ひっくるめて全部マイナスになっているので、ちょっと詳細がわからないのでその説明をお願い

いします。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 1点目の収益的収入及び支出の経営戦略の策定 221万円でありますけれども、これについては、先ほど議員が申し上げたとおりであります。経営戦略の策定に要する経費は、この221万円の2倍の額ですので、442万円ということで委託をしてあります。それで、民間業者のほうに委託をしているということでもあります。

それと、支出のほうの人件費の分でありますけれども、これにつきましては、先ほども市長が申しあげましたように、4月の人事異動の分と、それから人勧によりますベースアップ分、そういったものの要は総額で、1,558万2,000円の減ということになっております。直接的には、この収入の経営戦略策定の委託の分と、それから、支出のほうのこの人件費の減については、相関関係は今のところありません。以上です。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 それでわかりましたけれども、これだと、じゃあ、当初予算の中でその委託料として、このルール分が入ってくるのを見込んだか、見込まないかはわからないけれども、予算措置してある。そして今回、歳入のほうではルール分の2分の1を予算措置したのだけれども、委託料というのは、当初予算なり、補正なりといいますか、既に委託料としてやってあるということですね。はい、わかりました、終わります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第115号議案 平成28年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第115号議案は、原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第5、第116号議案 平成28年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第116号議案 平成28年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第2号）につきまして提案理由を申し上げます。今回の補正は、医療施設など、医療施設等設備整備費補助金の内示がありました。購入後14年を経過したデジタル超音波診断装置の更新につきまして、必要額を計上するものであります。

第2条の資本的収入及び支出につきましては、大和病院事業、資本的収入の企業債に 290 万円、県補助金に 552 万円を追加するものであります。また、資本的支出の建設改良費に医療機器等購入費として 842 万円を追加するものであります。これにより、大和病院事業、資本的収入に 842 万 4,000 円を追加し、総額を 5,480 万 8,000 円とし、大和病院事業、資本的支出に同じく 842 万 4,000 円を追加し、1 億 471 万 6,000 円としたいものであります。

第3条の企業債につきましては、事業費に対し、補助金で不足する財源 290 万円を増額し、3 億 9,170 万円とするものであります。

なお、担当部長の詳細説明は省略させていただきますので、よろしく申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 まず、予算書7ページのキャッシュ・フローの一時借入収入返済が出ておりますけれども、当初予算の中でも、この一時借入金は、旧大和病院から引き継いできたものの10億円ほどあったわけです。そうすると、今回11億円を借りて12億円を返済したということであると、結局、一時借入といわれているものの残高が、今現在どうなっているのかというのをちょっと聞きたい。

もう1点は、所信表明の資料19ページ、20ページにございますけれども、大和病院の医業収益、医業費用を差し引きしますと、2億1,000万円ほどのマイナスが発生をしているわけです。その中でも人件費が医療収益の73.78%。決算時では病院事業は80%と、ちょっと驚くべき割合だったのでございますけれども、あわせて市民病院のほうの医業収益と医業費用を差し引きすると、プラス5,900万円と、これはプラスになっている。もっと驚いたのは、給与費であります。給与費が営業費用の58.22%で非常に低い。確か医師と看護師を相互乗り入れではないですけれども、相当移動しながら診療をやっているわけでありまして、その大和病院のほうの人件費73.78%という数字が、結局は、私が考えるに、市民病院の経営の部分をプラスにもっていくようにするために、こちらのほうにかなりのせているのではないかという感じがしないでもないのです。

大和病院自体がこの10月末で2億1,000万円ほどのマイナスが発生しているということについては、隣にある基幹病院——ありますよね。そちらのほうができて、どうも紹介状なしでも診察していただけるということの影響がかなり出ているということは聞いていたのですけれども、そこら辺、この人件費の部分でどうなのかという2点をお伺いいたします。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 人件費の件でございますが、人員配置につきましては199床の大和病院の職員を基本に、40床の大和、それから140床の市民病院を立ち上げるということで、医療再編に向けて長期にわたって取り組んでまいりました。職員の配置につきましては、全体的に職員は、うちの病院の場合、魚沼市の職員がかなりのウエイトを占めているということもございまして、基本的には、いわゆる異動、配置がえになった後も継続して市立病院群

で働くことが可能かどうか、そこを最優先して配置をしてございます。

ですから、そういう意味では、例えば魚沼市の方で、大和から市民病院に来ますと16キロほど距離が伸びますので、とても通えないということで退職も考えざるを得ないという方も大勢おりました。その辺も含めて、かなり看護部のほうでも苦勞をいたしまして、今の配置で何とか両方の病院を立ち上げたという経過がございます。ですので、例えば今お話の中で、市民病院の経営云々のために、例えば人件費をどうこうというようなことは一切してございません。

それから、一時借入金の関係でございますが、一借につきましては当初予算からですが、財政のほうからもご理解をいただいて、今まで大和病院で6億円ほどの一借があったわけですが、これを年次計画で1億円ずつ繰入金を基準外でいただいて、減額をしていくという経過になってございます。

それから、基幹病院ができたための影響ということでございますが、今のところ大和病院につきましては、入院については9割を超えるということになっていきますし、外来も一定程度患者さんが来ている中で、そういう意味では40床の病院としてきちんとした医療提供ができていけるだろうというふうに考えています。

ただ、大和病院の場合、今度は医師の配置、それから診療科の関係もございまして、内科を中心とした、また、高齢者を中心とした病棟なり外来ということになってございますので、患者1人当たりの診療単価がかなり下がったということで、なかなか収入の部分では苦しいところがあるという状況でございます。

市民病院のほうにつきましては、ご指摘いただきましたように、医業収入と医業支出という部分では、今のところ何とか堅調に推移をしてございます。ただ、この間、ずっと議会でもお話を申し上げてきましたように、建築をして、特に医療機器は償還が5年ということになっていきますので、その5年間については基準内繰入だけではなかなか厳しい状況ということですので。その辺が解消されれば公営企業法の内部留保といいますか、例えば減価償却を含めて全部稼げるのかといえば、これは市民病院の使命を果たす中では、なかなかそこまではまいませんが、運営という部分では、一定程度軌道に乗ってくるのだろうというふうに考えています。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 一時借入の部分でありますけれども、そうすると予定どおり今年度については、残が5億円のこのままでいくだろうというふうに解釈をしていいわけですね。

それから、医業収益と費用についてでありますけれども、市民病院ですね、非常に混雑をしてきたというところで、回復リハビリの部分であります。これが順調にまた推移をしてきて、それでこの収益のほうに大きく影響しているのかなんていうふうには思っているのです。ただ、あそこを通るたびに、どうも機器が満杯といいますか、ということも見えないです。そういう中ではたして回復リハビリというものが、この10月末の時点で、どこまでよくなってきたのかという点をちょっとお伺いします。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 回復期リハビリ病棟につきましては、当初から開設ということで検討は進めてきたのですが、なかなか——実は回復期リハビリ病棟の場合は、医療法の基準からいまして、基本的に施設が独立をしていないと認定にならないという部分がございます。当初あの病院を建設するときに、3病棟体制で、1病棟が外科、2病棟が整形を中心とした混合病棟、3病棟が内科という設計になってございます。設計上、なかなか認定が難しいということで、今のところ回復期リハビリ病棟としての医療補助の認定、点数はとってはいません。

ただ、実際の稼働でございますけれども、今リハビリ関係の入院患者さんも20人から二十三、四人ですか、大体20人強。当初は実は十五、六人ということで、ずっと推移してきたのですが、ことしに入りまして、そういう意味では医療再編後の医療連携がようやく軌道に乗ってきまして、齋藤病院ですとか、基幹病院、十日町病院等からの紹介患者等も安定をしてきて、20人から25人の間を推移しているという状況があります。

それから、機器の問題ですけれども、患者さんそれぞれで、リハビリは多岐にわたっています。特に外の窓際の北側のほうについては、旧城内診療所でパワーリハビリをやっていた、そのパワーリハビリの機器を配置してあるということです。パワーリハというのは、要は高齢者の方のロコモティブシンドローム対策といいますか、筋肉をつけてそういったADLを改善するという内容です。ふだんなかなか私どもが使っても、十分に使えるような機器までそろっていますので、そう稼働は多くはないです。ただ、今うちのリハビリにつきましては、本当にもうリハビリのキャパいっぱいいっぱいぐらいで、稼働をしています。そういう意味では本当にリハビリは充実をしてきているというふうに考えています。

窓から見てどうかというところもございまして、実際のリハビリ患者については、本当に1日のキャパ、今、スタッフいっぱいいっぱい頑張っています。ただ問題は、リハビリ専門医の外来が週に2回ほどしか、今、開設ができていない。専門医の大西先生も、もちろん、病棟、外来、一般外来のほうも担っていただいているものですから、常勤で来ていただいている先生と2人体制ということで、週2日なので、その外来が本来であれば毎日開設をして、医師の指導のもとに実施できればというところがひとつは課題としてございます。リハビリについては当院の一番の売りといいますか、そういう意味では周辺病院からも今のところ評価をいただいているというふうに考えています。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 市民病院の経営のほうは、プラスになって非常にありがたいことではありますが、聞くところによると、インバウンド関係で市外の方から健康診断を受けていただいて、こういうリハビリ環境を充実させていこうという考えが、市民病院のごく一部の中に多分あるのではないかと思います。そこら辺の動きも含めてやっていくと、例えば大和病院の黒字化につながっていくということまで検討なさっているのかどうか。そこだけお聞かせ願いたい。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 大変情報が早くて驚いているのですけれども。例えば、健友館でございますが、今、そういった方向で少しずつ手を入れている段階でございます。そういう意味では県外も含めて、あとは大和庁舎を利用して外国企業さんなんかも入ってきていただいていますので、観光課のほうとも連絡をとりながら、今、実は健友館も表示を全部英語表記も併用したり、英語表記のインターネットの開設の準備も進めています。大体できているのですが、まだ公表はしていませんけれども。

宮永院長が健友館の館長でもありますので、そういう意味で、今、インバウンドに向けた取り組みということで進めてございます。ただ、まだこの段階で、いつからどういうふうな形で、どう実施するというところまでは、まだ申し上げる段階ではございませんで、今、そういうふうな取り組みも進めつつあるということでご理解をいただきたいと思えます。

○議 長 ほかにありませんか。

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 116 号議案 平成 28 年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 116 号議案は原案のとおり可決をされました。

○議 長 ここで休憩いたします。再開は 11 時 10 分といたします。

〔午前 10 時 47 分〕

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

〔午前 11 時 10 分〕

○議 長 日程第 6、第 124 号議案 市道の認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 それでは、第 124 号議案 市道の認定についての提案理由をご説明申し上げます。今回の市道認定は新規 1 路線を提案するものでございます。道路種別、起終点の地番、延長、幅員、主な経過地は記載のとおりでございます。

それでは、議案資料の図面で説明をさせていただきます。3 ページをごらんください。路線名、瀬戸川原北線、延長 100 メートル、幅員 2.6 から 4.1 メートルでございます。当該路

線は石打地内の道路で、市道上野関山線を起点とし、市道関関山線を終点とする地元行政区から要望のありました路線でございます。図面の上のほうに上関小学校がございますけれども、この上関小学校の通学路にも指定されていることから、認定をお願いするものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1点確認をお願いしたいのは、幅員が 2.6 メートル、4.1 メートル。よく通る場所ではありますけれども、市道となると 4メートル以上に拡幅ができるという確約がないとなかなか認定が難しいと。私も何度か足を運んで、その部分が一番苦勞した部分でありました。拡幅について協力していただけるというところで、地権者の方からはもう確認をとってあるわけですね。

○議 長 建設部長。

○建設部長 今のところ公衆用道路になっている部分が 2.1 メートルでして、そこの方からはもう寄附採納をいただいております——いただいておりますといえますか、書類はいただいております。拡幅する際には、その部分についても地元のほうで了解を得ていただいている状況です。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 124 号議案 市道の認定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 124 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 7、第 130 号議案 公用車事故に係る損害賠償の額を定め和解することについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは、第 130 号議案につきましてご説明申し上げます。本案は平成 28 年 7 月 7 日、南魚沼市長崎 949 番地付近において発生しました、公用車と相手方車両との衝突事故において損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

事故の概要につきましては、児童を迎えに行った市委託のマイクロバスが 15 時 40 分過ぎに大福寺工業団地を抜け、上田農村環境改善センター付近の農道交差点に差しかかったところ、右側から来た相手方軽自動車が一時的停止義務を怠り侵入したため、交差点内において出会い頭に衝突したものであります。

議案をごらんください。和解並びに損害賠償の相手方は、車両の所有者であります、姥沢新田 内田木材工業株式会社であります。

損害の額は、相手方が 115 万 5,904 円、市が 183 万 6,000 円で、事故の責任割合は市が 20%、相手方が 80%であります。

和解の要旨は、市が相手方に 23 万 1,181 円を支払い、相手方は市に対して 146 万 8,800 円を支払い和解するものとし、以後、双方には一切の債権債務関係がないことを確認するものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

第 130 号議案 公用車事故に係る損害賠償の額を定め和解することについては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 130 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 8、第 131 号議案 字の変更について（欠之上・川窪地区）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 それでは、第 131 号議案 字の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。この議案につきましては、国土調査の現地調査の結果、字の変更が必要となりましたので、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、議決をお願いするものであります。

議案の 5 ページをごらんください。字区域の変更位置図でございます。少し線が薄くて恐縮でございますが、太線で囲われました区域が、平成 27 年度に現地調査を実施いたしました

第8-1計画区、欠之上川窪地区となっております。この区域内で一画地でありながら字が違うため合筆できない筆の字を整理いたしまして合筆できるようにし、あわせてそのことにより生じる周辺の筆の不整合を整理するため、今回字の変更をお願いするものであります。

変更の内容につきましては、戻っていただきまして、3ページをごらんください。表の左側、変更前の26筆の字をそれぞれ表の右側の変更後の字としたいものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第131号議案 字の変更について（欠之上・川窪地区）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第131号議案は、原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第9、第132号議案 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第132号議案につきましてご説明申し上げます。新潟県市町村総合事務組合は、当市を含む30の市町村、21の一部事務組合及び1つの広域連合の計52の団体で構成されております。地方公務員法の規定に基づく公平委員会や職員の採用試験、研修など16の事務を共同処理しております。本案は平成29年3月31日をもって新井頸南広域行政組合が解散し、新潟県市町村総合事務組合を脱退することに伴う規約の変更と、事務組合を組織する構成団体の数の減少につきまして、地方自治法第290条に基づき議会の議決をお願いするものであります。

組合同規約変更の内容につきましては、3ページ新旧対照表をごらんください。別表第1、第2条関係と別表第2、第3条関係において、記載のとおり、新井頸南広域行政組合を削るものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 132 号議案 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合同規約の変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 132 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 10、第 137 号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 137 号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の任期が平成 28 年 12 月 21 日をもって満了となりますので、次期委員につきまして地方税法第 423 条第 3 項の規定に基づきご同意をお願いするものであります。合併前の塩沢町におきまして 1 期、南魚沼市におきまして 3 期、同委員会の委員としてご貢献をいただいております、森下榮司さんがこのたび任期満了をもって退任の意思を示されました。長年にわたりお務めいただきましたことに対し、改めて御礼申し上げるところであります。

後任の委員としましては、新たに笛木明治さんを選任いたしたくご同意をお願いするものであります。笛木さんの経歴につきましては資料のとおりであり、人格識見ともにすぐれた方であります。なお、任期につきましては、平成 28 年 12 月 22 日から 3 年間であります。

よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので討論を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決いたします。

第 137 号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の選任について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

全員起立いただきましたので、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議 長 日程第 11、第 138 号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 138 号議案、本議案も南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の任期が平成 28 年 12 月 21 日をもって満了となることにより、次期委員につきまして、地方税法第 423 条第 3 項の規定に基づきご同意をお願いするものであります。

遠藤喜代志さんは、合併前の大和町におきまして 2 期、南魚沼市におきまして 4 期、同委員会の委員としてご尽力いただいております、引き続きお務めをいただきたくお願い申し上げるものであります。遠藤氏の経歴につきましては資料のとおりであり、人格識見ともにすぐれた方であります。なお、任期につきましては、平成 28 年 12 月 22 日から 3 年間であります。

ご審議の上、ご決定賜りますようによろしくお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので討論を省略したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決いたします。

第 138 号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の選任について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

全員一致ということで、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議 長 日程第 12、第 139 号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。地方自治法第 117 条の規定によって、勝又貞夫君の退場を求めます。

〔勝又貞夫君退場〕

○議 長 本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長 それでは、第 139 号議案であります。本議案も南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の任期が平成 28 年 12 月 21 日をもって満了となることにより、次期委員につきまして、地方税法第 423 条第 3 項の規定に基づきご同意をお願いするものであります。

勝又義一さんは、南魚沼市におきまして平成 25 年 2 月 1 日から 2 期、同委員会の委員としてご尽力をいただいております。引き続きお務めいただきたくお願いするものであります。勝又さんの経歴につきましては資料のとおりでありまして、人格識見ともすぐれた方でございます。なお、任期につきましては、平成 28 年 12 月 22 日から 3 年間であります。よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議長 長 お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので討論を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議長 長 採決いたします。

第 139 号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の選任について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 139 号議案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議長 長 勝又貞夫君の入場を許します。

〔勝又貞夫君入場〕

○議長 長 日程第 13、選挙第 3 号 選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。地方自治法第 182 条第 1 項及び第 2 項の規定により、南魚沼市選挙管理委員及び補充員をそれぞれ 4 人選挙いたします。

○議長 長 お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

○議長 長 お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定をいたしました。

○議 長 最初に選挙管理委員には、お手元に配付の南魚沼市選挙管理委員候補者一覧表の記載の4人を指名いたします。

○議 長 お諮りいたします。ただいま議長が指名した4人の方々を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま議長が指名しました4人の方々が選挙管理委員に当選をされました。

○議 長 次に選挙管理委員補充員には、お手元に配付の南魚沼市選挙管理委員補充員候補者一覧表に記載の4名の方々の順位を付して指名をいたします。

○議 長 お諮りいたします。

ただいま議長が指名をした4名の方々を、順位を含め選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま議長が指名をしました4人の方々が、選挙管理委員補充員に当選されました。

○議 長 日程第14、第117号から日程第21、第125号議案まで、8件を一括議題といたします。8件について、総務文教委員長・岡村雅夫君の審査報告を求めます。

岡村雅夫君。

○岡村総務文教委員長 総務文教委員会の審査報告でございます。本委員会は平成28年12月12日に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告いたします。

審査の状況については、期日は平成28年12月14日、委員の出席状況は全員でございます。議長にも出席をいただいております。執行部からは配付されているとおりでございますが、執行部からの出席を求め審査を行いました。

審査の結果でございます。第117号議案 南魚沼市職員の降給に関する条例の制定について、原案可決であります。

第118号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正について、原案可決であります。

第119号議案 南魚沼市税条例の一部改正について、原案可決であります。

第120号議案 南魚沼市地域集落集会施設条例の一部改正について、原案可決であります。

第121号議案 南魚沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、原案可決であります。

第122号議案 南魚沼市地区センター設置条例の一部改正について、原案可決であります。

第123号議案 南魚沼市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の一部改正について、原案可決であります。

第125号議案 財産の取得について、原案可決でございます。

次に各議案についての審議の内容を若干報告したいと思います。第 117 号議案 南魚沼市職員の降給に関する条例の制定についてであります。この問題では質疑がありまして、職員に関してはかなり厳しい。今までになかったような条例だと思うが、総務省のひな形みたいなものがあり、こう決めたのか、それとも独自で考えたのか、ということがありまして、まるっきり独自のものではないと。人事院、国では既にこういったもので走り出していて、人事院規則に細かな規定などもあるということでもあります。

次に、評価基準というものも含めて整理しながらやるということかということについては、人事考課制度については当市は 7 年目になる。国の自治法の改正があり、それによって給与にも反映させる決まりになったということでもあります。すぐ職員の給料を下げるのが目的ではなく、業績不振によって課長なりの指導あるいは研修、それにもかかわらず改善されない職員については、改善意欲を促すためのものであると、こういう審議がございました。

もう 1 点ございます。現在、C、D のクラスがいるかと。要するにどの程度の分割をされているかということでもあります。総務課長の弁では 5 段階であると。実際に 1 はいなくて 2 が数名いるということでもあります。今までは 6 月の勤務手当に反映させていたわけですが、次の条文で今度は給与と 12 月の勤勉にも反映させる。全てに反映させるという改正であります。

あと、特殊な例で、任命者が指定する医師 2 人によって心身の故障があるというように診断された場合、云々の質疑がありました。簡単に言うと、やる気のない職員がいる。指導によって、研修によって、やる気のない職員のやる気を出させる。それが一番の目的であるので、心身の故障による職員をそうしようというものではない、ということだそうであります。最終的には異議なしで全員の賛成でありました。

次の第 118 号議案ですが、南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正についてということですが、この勧告について、勧告に従わないとすれば——要するに従わないことができるかという質問がございました。当市は人事委員会を持たない市でありまして、この勧告をそのまま取り込ませているというやり方をとっていると。要するに国公準拠ということをお答えされました。

次に、市民から見ると、最上位クラスにランクする企業——要するに公務員のことで、なおかつ昇給されて、市民感情として非常にいかがと思うが、ということでもあります。それについては、理解していただけるような地域の実情を示す根拠となるデータを反映していかなければならないと感じているということでもあります。それについて、地域の実情を反映して今までも本当にやってきたのかという話であります。地域の実情を正確に調査して反映してきたということではないが、経過としては 5% カットという時代もあったという答弁でありました。最終的には 1 人反対ということで、起立多数によって原案は可決されたということでもあります。

次に第 121 号議案 一般職の任期付職員の採用等の関係する条例の一部改正についての質疑の内容は、現在これに該当する職員はいない。近い将来こういうことを受け入れてというよ

うな用意はあるかということについては、今のところ登用についての計画はない。例としてみれば、公認会計士、あるいは弁護士とかという例があるようであるという答弁でありました。

次に特殊という部分で、ITパークとか外国の企業が来られている。それに対応するに当たっては本当に高度な専門知識が必要であるということに関しては、期限つきで高度な経験という能力を持った方を採用するというのがこの条例であると。要するにそういった特殊な仕事をする段階ではそういった登用もある。そのための条例であるということでもあります。最終的には全員異議なしで可決されたものであります。

次に第119議案です。これについては若干の執行部からの資料説明がありまして、きょう配付されていると思いますが、非常に難しいというか、口頭ではなかなか難しい内容ではないかなということでもあります。その中で医薬品の問題が質疑の中で出ました。後段の部分であります。なかなかこれを一般市民がわかるというのは非常に難しいと思うと。その辺の配慮についてはどういう考え方かということで質問があったわけですが、まだ国から細かな点が示されていない。市販薬で何とかやっているという人を増やすには、医療費総額を抑制していくという点では非常に大きなメリットがあるのではないかと、ぐらゐの答弁しかできないという今の状況であります。課長からの説明では、レシート等に商品名、金額、セルフメディケーション税制対象商品である旨の表示をなさいという通達があると。それには販売店名、購入日の明記が必要になるということがおもむろに示されてきているということでもあります。実質的には全員異議なしで認めたということでもあります。

次に第120号議案の地域集落施設条例の一部改正についてであります。これについては質疑がなしということで、異議なしで決定されております。

次に第122号議案 南魚沼市地区センター設置条例の一部改正についてであります。これについてはちょっと理解がなかなかされていないのですが、要は地区センターというと、今現在、塩沢、大和があるわけですが、特に市内12区に地区センターはあるわけですが、けれども、要するに塩沢は塩沢庁舎内にあるということで、今度そういった形で六日町庁舎内に設置されるということでもあります。塩沢に倣ったような交付金の額になるのかなということだそうです。これについては全員異議なしで決定しております。

第123号議案 南魚沼市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の一部改正について、これについては質疑が多くありました。対策ということは防止をするための予防の段階だと思うので、現実問題どうなっているのか。増える部分に当たってどういう考え方なのかということで質問がありまして、現状は県から2名、小学校1名、中学校1名の専門で学校と連携をとっているという状況だそうであります。

今回の場合は警察のスクールサポーターという方を警察のほうで1名増員して、この方から高校も含め、学童も含め、頻繁にパトロールしていただいているというのが現状だそうでありまして、1名増員をしたいということのようであります。専門の警察官が、まずは教員、学校側のしかるべき相談に乗ってくれるのは大きいと思っっているという意見を言う委員がお

りました。

また、いじめ防止対策協議会、「防止」という言い方をしたが、それは別にあるのか。この組織が条例を見てもらうとわかるのですが、3つの組織になっておりますので、段階を追って審議をやっていくという状況になっております。条例の中でいくと、いじめ問題対策連絡協議会、いじめ防止等に関する委員会とかそういったものであります。

防止する部分と、それからあったときの対策についての連携の部分を知りたいということでありまして、教育長からは、人間教育をいかにやるかということが未然防止につながると思っているの、引き続き総合支援学校を含め人権教育に力を入れてまいりたいと。教育部長からは、スクールサポーターは学校及び地域における非行防止、児童等の犯罪被害防止を図る目的で新潟県警察本部に設置され、六日町警察署に配置された。情報連携をするために、今回入っていただくために定員の増をお願いしているところであるということでもあります。

今現在の組織は、教育長、警察署の生活安全課長、保護士会の会長、児童相談所、民生児童委員の会長、子育て支援課、子ども・若者育成支援センター、市のPTA連絡協議会、小学校・中学校の代表の校長先生という組織で運営されているようであります。

もう1つの意見として、警察がこの組織に入っているということについての意見であります。前回、条例を制定する段階で警察官ということについては異議があったが、こういったさらにもう1人ということで、警察官が入っているいろいろな意見が交換しづらい部分はないかということの質疑をしました。子供の命を守るという迅速の対応をするために、できれば警察のイメージを変えていただきたいというお話でございましたが、子供を守るには同じテーブルで警察と協議していくことが重要であるという教育委員会として考えているということでもあります。どこの委員会についても警察が入っているかということについて、これが今の実情だということでもあります。

スクールサポーター制度については、学校からの要請に応じて学校に派遣されるもので、学校における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行わせるという形で置かれているものであるということでもあります。最終的には異議なしで可決ということでもあります。

次に第125号議案の財産の取得については、公社のこれからのあり方ということの質問がありました。公社自体を今回は身軽にした中で、もう少し様子を見ていきたいという執行部の考え方が表明されました。物件の中に公衆用道路とあるのは、これは何だということでしたが、要するに市道として認定をしていない部分がもとの青線、赤線と申しますか、そういうものが公衆用道路として残っているのだと。つけかえした部分もありますということです。

おおむね公社の財産を市で買い取って利息を軽減するということについては、皆さんが同意できるというところでありました。あと答弁の中では、簿価ではなかなか売れないだろうが頑張りたいという質疑答弁でございました。結果的に異議なしで、全員賛成で可決ということでありました。

以上で概要を報告いたしました。

○議 長 8件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。当該所属議員につきましては、他の方に質疑を譲るようお願いいたします。

質疑のある方は挙手をちょっとお願いできますか。

〔何事か叫ぶ者あり〕〔それは討論でやってください〕と叫ぶ者あり〕

質疑はいませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

ご苦労さまでした。

○議 長 ここで昼食のため休憩といたします。再開は1時10分といたします。

〔午前11時51分〕

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

〔午後1時10分〕

○議 長 第117号議案 南魚沼市職員の降給に関する条例の制定についてに対する討論を行います。まずは原案に反対者の発言を許します。

7番・田村眞一君。

○田村眞一君 第117号議案 南魚沼市職員の降給に関する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。反対の理由は、この条例案は全体の奉仕者としての市職員の責務に支障を生じる恐れがあることとあります。日本国憲法では、全体の奉仕者を次のように規定しております。

公務員は全て国民全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。それは単に公務員は主権者たる国民の使用人として国民に奉仕する者（公僕）であるということだけでなく、公務員は国民全体の利益のために奉仕すべきであって、国民の中の一部の者（一党派や一部の社会勢力など）の利益のために奉仕してはならないことを言っております。

委員会質疑の中でも厳しいという率直な指摘がございました。この間、合併によって職員の削減が行われてきました。そして今回、国の公務員法改正に伴う人事評価制度を実施し、給与降格降給をつなげるこの条例案は、地方行政に携わる公務員になじまないこと。さらにこれが実施されるならば、市職員は評価というプレッシャーにより職員間同士の競争が生まれ、本来、市民の福祉の増進に向け協力し合う関係が崩れかねないと考えられるものであります。そして、市職員は絶えず上司の顔色をうかがい、萎縮をし、全体の奉仕者としての業務に支障が生じる恐れがある点でございます。この点を指摘しまして、反対討論といたします。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。第 117 号議案 南魚沼市職員の降給に関する条例の制定について、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 117 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 118 号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。まず、最初に原案に反対者の発言を許します。

3 番・広田公夫君。

○広田公夫君 第 118 号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正について、反対の立場での討論に参加させていただきます。反対の理由は、私は補欠選挙で市職員の意識向上、職員の意識改革を訴えてきました。_____

(議長職権削除)

発議第 8 号で議員定数 4 削減を提出してありますが、職員も議員と一緒に市民の立場に立って経費削減に努める必要があります。私はそういった点で、反対の立場で討論に参加させていただきました。議員の皆様、私の反対意見に賛同願います。終わります。

〔「休憩」と叫ぶ者あり〕

○議 長 動議ですか。はい、休憩いたします。

〔午後 1 時 15 分〕

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

〔午後 1 時 22 分〕

○議 長 3 番・広田公夫君。

○広田公夫君 私が先ほど述べた「_____ (議長職権削除)」から、「_____ (議長職権削除)」の間を削除させていただきます。

○議 長 それでよろしいでしょうか。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。第 118 号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正について、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 118 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 119 号議案 南魚沼市税条例の一部改正についてに対する討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 119 号議案 南魚沼市税条例の一部改正について、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 119 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 120 号議案 南魚沼市地域集落集会施設条例の一部改正についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 120 号議案 南魚沼市地域集落集会施設条例の一部改正について、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 120 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 121 号議案 南魚沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 121 号議案 南魚沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告

のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 121 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 122 号議案 南魚沼市地区センター設置条例の一部改正についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 122 号議案 南魚沼市地区センター設置条例の一部改正について、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 122 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 123 号議案 南魚沼市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。まず、最初に原案に反対者の発言を許します。

2 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 私はこの条例改正について、反対の立場で討論を行います。今回、委員の枠を 10 人から 15 人に増員するという改正案であります。その増員の目的は、総務文教委員会での議論から六日町警察署のスクールサポーターの増員が主な目的との報告がありました。また、現在 10 名の委員の中にも警察官が入っていると報告がありました。

今日、いじめ問題が深刻になっていて連絡協議会の果たす役割も重要になっていることはわかりますし、迅速な対応が求められることは十分承知をしていますが、一番重要なことは学校現場の教員と保護者がどんなささいなことも見逃さず、子供の命が一番大切だという子供への安全の思いを確立していくことが、いじめ問題を早期に解決していく根本だと思います。

教員は忙しくて子供のささいな変化があっても対処できない。保護者も共働きでなければ子育てもままならず、子供の変化を見逃してしまう。こうしたことを背景に事態が深刻化していくものと思われます。そこで、警察官が日常的にパトロールをしたからといって、いじめの克服につながるのでしょうか。そもそも警察は、子供の教育や更生の機関ではなく、過度に依存する必要はないと思います。こうした点から、増員の主な目的が警察官の増員となっていることから反対といたします。以上です。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第 123 号議案 南魚沼市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論に参加するものであります。賛成の理由については、

今、反対者が述べた理由、まさしくそれが賛成の理由であります。

警察権力の介入を許すというような解釈をするべきものではないと思います。警察の持っている情報は、非常にリアルタイムなものがある。こういう情報をこういう協議会に多く出していただくことによって、それはいじめの芽を摘む。そういうことにつながるものであります。私は反対者のその理由をもって賛成すべきものだと思っております。多くの議員の賛同を求めます。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。第 123 号議案 南魚沼市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の一部改正について、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 125 号議案 財産の取得についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 125 号議案 財産の取得について、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 125 号議案は原案のとおり可決されました。

〔「議長、休憩動議」と叫ぶ者あり〕

○議 長 休憩動議。

〔「賛成」と叫ぶ者あり〕

○議 長 暫時休憩といたします。

〔午後 1 時 33 分〕

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

〔午後 1 時 33 分〕

○議 長 先ほどの 3 番・広田公夫君の発言に、議長職権ということで認めることでよろしいですか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

はい。そういったことにさせていただきますので、お願いをいたします。

○議 長 日程第 22、第 128 号議案、日程第 23、第 129 号議案の 2 件を一括議題といたします。2 件について、産業建設委員長・鈴木一君の審査報告を求めます。

産業建設委員長。

○鈴木産業建設委員長 それでは、平成 28 年 12 月 12 日に産業建設委員会に付託されました事件の審査結果報告をいたします。日程平成 28 年 12 月 15 日、委員 8 名全員出席。議長からも出席をいただきました。

それでは、議案 2 件の審査報告をいたします。第 128 号議案 南魚沼市職業訓練共同施設の指定管理者の指定について、執行部からの補足説明はなく、質疑に入り 4 件の質疑がありました。討論なく、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決定いたしました。主な質疑として、指定期間が前回 5 年で、今回 10 年なのはどうか。10 年は専門性や継続性が求められ、管理者の変更が難しいものである、という答えであります。

続きまして、第 129 号議案 南魚沼市農業体験実習館の管理者の指定について、執行部より補足説明はありませんでした。質疑に入り 1 件の質疑がありました。主な質疑が、利用実績についてどうかという質問に対しまして、毎年 4,500 人程度で推移しているという答えでありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議 長 2 件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。ご苦労さまでした。

○議 長 第 128 号議案 南魚沼市職業訓練共同施設の指定管理者の指定についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 128 号議案 南魚沼市職業訓練共同施設の指定管理者の指定について、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 128 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 129 号議案 南魚沼市農業体験実習館の指定管理者の指定についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 129 号議案 南魚沼市農業体験実習館の指定管理者の指定について、本案に対する委員長の報告は原案可決です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 129 号議案は原案のとおり可決をいたしました。

○議 長 日程第 24、第 126 号議案、日程第 25、第 127 号議案の 2 件を一括議題といたします。2 件について社会厚生委員長・腰越晃君の審査報告を求めます。

社会厚生委員長。

○腰越社会厚生委員長 それでは、付託関係に関する審査報告について報告をさせていただきます。審査の状況については、期日、平成 28 年 12 月 15 日、委員の出席状況、9 名全員であります。議長にも出席をいただいております。また、執行部からは市民生活部長、福祉保健部長、廃棄物対策課長、子育て支援課長の出席を求め、審査を行いました。第 126 号議案 南魚沼市可燃ごみ処理施設附属施設「金城の里」の指定管理者の指定について。執行部からの本会議以外の補足説明はございませんでした。

質疑の内容について、まず報告します。施設停止期間の燃料費で、270 万円程度が計上されているとのことだが、ボイラーは 2 台あるのか。また、施設停止期間の日数は。これに対して、自噴した温泉を可燃ごみ処理施設の余熱で温め、温泉として利用している。可燃ごみ処理施設が稼働している期間は、金城の里のボイラーを稼働させないで済むので、定期点検等で可燃ごみ処理施設の炉を停止したときなどにボイラーを稼働させる。その期間は最低でも 2 か月間程度で、ボイラーは 1 台である。

今後、維持管理の経費が増加すると考えられるが、新ごみ処理施設の完成後、この施設の役割はどうなるのか、そういった検討は行われているのか。今後の運営をどうするかであるが、新ごみ処理施設が完成すれば、エネルギー源はなくなり、現在の料金では維持できないであろう。修繕費は市が負担することになっているが、このまま施設を維持するのか、地元住民と検討しなければならない。指定管理期間に検討を進めていきたいと考えている。

以上が主な質疑であります。審議の結果、討論なく原案可決という結果でした。

次に第 127 号議案 南魚沼市立上町保育園の指定管理者の指定について、執行部より補足の説明がございました。ちょっと長くなりますけれども報告します。議案にある指定期間は、平成 29 年度から平成 33 年度の 5 年間で、現在の指定期間は 10 年である。市では公の施設について民営化できるものは民営化する方針であるが、保育園に関しては、各地域の拠点施設は公営で運営しながら、児童数の動向や施設の状況により、統廃合の機会には、民間委託を含めて検討する考えである。この上町保育園のほか、浦佐認定こども園及びびめぐみ野保育園

は、開設以来、指定管理による市営としているが、現行の指定管理期間が終了する時期をめぐりに民営化したいと考えていた。

上町保育園も平成 29 年度から民営化する考えであったが、現在、国は公私連携型保育園、公私連携型認定こども園へ移行することにより、自治体の支援と連携のもとで、民営保育園の整備と質の向上を進めることとしている。制度の詳細が明らかになっていない部分があるが、この制度により国の財政支援においても有利な点があることから、当市でもできるだけ早い時期に制度にのっとった形態といたく検討を調整中である。

また、県内でも前例がなく、県からの資料など十分検討できる材料がないことから、平成 29 年度からの移行は困難と判断し、できるだけ早い時期の実施を目指して該当法人と協議をしていく予定である。かかる状況から、当面、指定期間を 5 年間とし同法人に管理をお願いしたいものである。指定期間を 5 年間とすることの補足説明は、以上であります。

質疑がございました。主なものを報告いたします。委託料収入が平成 20 年度や今年度と比べると大幅に減少しているが理由は何か。収入に保育料の記載がないが、委託料に占める保育料の割合と残りは何であるか。これに対して、保育園の収入の基本は、国が定める基準によって入園児童や年齢等で定められており、施設措置費が国から交付金という形で支払われる。委託料収入のほとんどがこれに該当し、国から市へ入ってきた措置費を委託料として法人に支出している。そのほかに県単補助事業や市単独費があるが、必ず収入として法人に入るわけではなく、特別保育などの県単事業や市単独事業に該当する保育を実施した場合に、法人に支払う。実施事業を維持するための経費、方法ということで記載されていると。

それから、委託料については、児童数によって国から交付される施設措置費であり、補助金とは特別保育などを実施している保育園に対し、国が補助するものである。保護者が負担する保育料は、協定により市の収入とすることになっており、保育園の収入とはならない。保育園には一時預かりの利用料金や給食費等が入る。減少しているのは、平成 29 年度の受け入れ児童数をもとに積算し、ある程度の事態を想定して計上しているもので、その差である。

問題なく保育が行われていると思っているが、指定管理者の選定時にはさらなる保育サービスの充実、例えば休日などを検討してほしいが、考えはあるのか。保育の時間の拡充ではないが、上町保育園では食育の一環として敷地内に菜園を設け、収穫、調理を行っている。ほかの保育園では、なかなか実践できないことであり、特色である。

いずれ民営化したいという市の方針に対し、指定管理者の反応はいかがか。これに対して、里咲学園には 5 年間の指定管理期間中に民営化の検討を行うことを説明している。民営化によって保育園や指定管理者自身が受ける影響はほとんどない。ただ、民営化であるので施設の運営と維持管理のリスクがどの程度になるのかという心配はあると聞いている。

浦佐認定こども園やめぐみ野保育園とも、詳細な部分の説明、検討は今後になるが、おおまかな部分についての反対、あるいは拒否という意見は聞いていない。今後の検討材料としては、土地、建物の処分、維持管理などである。法人側が不利にならないよう、話を進めていきたいと考えている。

修繕の負担割合はどうなっているのか。これに対して、修繕は国から標準とされる修繕費が交付され、金額が明示されていないが、委託料の中に含まれている。軽微、小規模な修繕は各保育園で対応し、大規模修繕は市と保育園で協議した上で市が負担する計画である。ほかの公設民営保育園も同様である。以上が主な質疑内容であります。

審議の後、討論なく採決は賛成多数で、原案可決という結果でした。以上で報告を終わります。

○議 長 2件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕〔何事か叫ぶ者あり〕

○腰越社会厚生委員長 第126号議案、第127号議案、両案とも全会一致で原案可決であります。

○議 長 よろしいですか。

○腰越社会厚生委員長 はい。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。ご苦労さまでした。

○議 長 第126号議案 南魚沼市可燃ごみ処理施設附属施設「金城の里」の指定管理者の指定についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第126号議案 南魚沼市可燃ごみ処理施設附属施設「金城の里」の指定管理者の指定について、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第126号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第127号議案 南魚沼市立上町保育園の指定管理者の指定についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第127号議案 南魚沼市立上町保育園の指定管理者の指定について、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 127 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 26、発議第 8 号 南魚沼市議会の議員の定数を定める条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

提出者。

○提 出 者 (小澤 実君) 発議第 8 号 南魚沼市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。これまでの議員定数につきましては、合併時から少しお話をしたいと思います。平成 16 年 11 月 1 日、旧六日町と旧大和町が合併し、南魚沼市が誕生し、旧 2 町で六日町 24 人、大和 20 人の 44 名が合併在任特例で議員となりました。

翌年の平成 17 年 10 月 1 日に、旧塩沢町が編入され、その当時、塩沢町議 16 人は 9 月 30 日付をもって失職となりました。平成 11 年に地方自治法が改正され、平成 15 年 1 月 1 日より施行されました。この改正は、人口区分に応じて上限を定めることとされており、南魚沼市の場合、3 町合併した平成 17 年 10 月 1 日時点の人口が 6 万 3,329 人であり、5 万人以上 10 万人未満の人口区分に入り、定数の上限が 30 人ということの中で平成 17 年 10 月 23 日に選挙が行われ、定数 30 人で南魚沼市議会がスタートいたしました。

そしてその後、平成 20 年 12 月の定例会におきまして、翌年の平成 21 年の選挙のために議員定数調査特別委員会が設けられまして、調査特別委員会の発議により平成 20 年 12 月に、平成 21 年 10 月の選挙には 4 名を減じて 26 人にする発議案が可決されました。

そして、平成 25 年 10 月の選挙は変わらず 26 人で選挙が行われ、そして本年 5 月 16 日の平成 28 年第 1 回南魚沼市議会臨時会におきまして、議員定数調査特別委員会が設置され、委員長には阿部久夫議員が選任されました。その後、6 月 27 日、8 月 2 日、8 月 22 日、それから 10 月 12 日と計 5 回の議員定数調査特別委員会が開催され、その都度、各会派に持ち帰り協議をしていただいた中で、意見集約がされてまいりました。

今 12 月議会初日、12 日の議員定数調査特別委員長の報告であります、その内容は 4 人削減や現状維持という意見も根強く、全会一致の結論は得られなかったが、次期一般選挙からは 2 名削減の議員定数 24 名が適当であるという意見が多数を占めた、という報告がなされました。

この第 5 回の議員定数調査特別委員会、10 月 12 日に行われたわけですが、この委員会のときにも全会一致がみられないため、委員会としては発議しないという結果が出ております。その後、10 月 27 日に会派代表者会議におきまして、協議事項として議員定数の発議について各会派に持ち帰り、協議をしてほしい。そういった再度定数を含め各会派に持ち帰り、協議をしていただき、2 回目の会派代表者会議が 11 月 29 日にあったわけですが、その席上 5 会派より 4 人削減で意見集約がなされ、1 会派は現状維持というふうになりました。

このことにつきましては、やはり内容的には、市民アンケートで定数が多いという回答が 3 割以上あったこと。それから、平成 27 年 12 月 31 日現在で人口別段階の状況は、人口 5 万人から 10 万人未満の全国平均は 21.4 人となっている、そういったこともあります。その中

で、全国5万人台の市はいま76市あります。最高が28名という定数、それから最低では12人というそういった市がありますが、今、一番多いのが定数が18名という市が19市、定数20名が15市、定数22名が13市といった順になっております。このことは全国の中の流れでございますので結構で、まあまあちょっと頭の中に入れておいていただきたいと思います。

また、当市の合併時の人口につきましては、先ほど申しましたように、6万3,329人であって、今現在5,000人が減少しております。前回、定数を削減しました平成21年の選挙時から、3,000人減少しております。この人口減少にも歯止めがまだかかっておらないというのが現状でございます。

以上のような内容を鑑みの中で、4人削減で条例の一部改正を発議したいと思っております。議員全員の賛同をお願いいたしまして、提案理由といたします。よろしく願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

7番・田村眞一君。

○田村眞一君 提出者に伺います。ただいまの丁寧な説明をありがとうございました。私が率直に感じるのは、ことし5月16日の特別委員会で、5回も開催したわけでありましたが、全会一致されなくて、定数2減が多数だったということで5回も開催したわけです。その中では、先ほど言った後半の部分ですけれども、全国平均がとかそういう人口減少がということ、当然論議されておりながら、それはそれ。その後の会派会議で何でそれが蒸し返される——と言うと悪いですけれども、じゃあ、特別委員会はいったい何だったかというふうに率直に思うんです。その点の考え方をひとつ伺わせてください。

○議 長 提出者。

○提出者(小澤実君) 今ほどの田村議員の質問にお答えしますが、その5回の間の中では議論は十分されたというふうに思っております。その中での答えですけれども、根強いという部分のその4名もあり、削減なしというそういった話の中、というふうに認識しております。それらが起因しているというふうに思っております。

○議 長 7番・田村眞一君。

○田村眞一君 今のご説明だと、とにかく2名が——私が聞いたのは特別委員会の多数は、2名削減だということが、1つの到達なんですね。ですから、そういう意味でそれが4名になるということは、よほどの何か非常事態というか、新しい事実というか、それは何が一番の最大のことが教えてください。

○議 長 提出者。

○提出者(小澤実君) 私も自分の会派をまとめましたし、それぞれの会派が、それぞれの意見の中で集約されたことというふうに理解しております。

○議 長 7番・田村眞一君。

○田村眞一君 それはその中身をちょっと具体的に教えてください。全体のその体制として、2名が4名になったという、お願いします。

○議 長 提出者。

○提出者(小澤 実君) それこそ、それぞれの会派の中のことは、私が全部知り得ることではありませんので、今回は5会派がまとまって4名減で出してくださいという、その中を踏襲しております。

○議長 ほかに。

1番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 私は新人ですので、委員会の今までの流れというのは、この資料からしか見えないのですけれども、各3地区で議会報告会がありまして、その中の1つ、大和地区での報告会の中でも、このことは報告されました。そこに参加していた方の1人が、議員定数は何人が妥当なのかと漠然と聞かれても、比べる資料が全くない。ほかはどうなっているのか、できればそういう資料をきちんと出して説明をしてほしいという話がありました。

それに対して、一番近いのが十日町市で、面積も人口も十日町市が一番近い。その十日町市では、次の選挙、来年4月の選挙では、26人から2人減で24人になるという説明がありました。それを聞いたそこに参加していた30人弱の参加者の方々は、なるほどという納得されたような形で、ほかに質問は出ませんでした。

ですので、今ほどの質問の中にもありましたけれども、そのときに説明された2減が、今度ここでもう次まで1年ない中で4減になるということをも、もし、これでこう通った場合、市民の方にどういうふうに説明されていくのかな、というところがわかりませんので、お答えをお願いします。

○議長 長 提出者。

○提出者(小澤 実君) 今ほどのご質問ですけれども、当初から12月議会でその定数を決めましょうというのは、全体の中の気運でありましたし、何名になるかというのは、やっぱりこれもひとつ生き物だというふうに思っております。当然のことながら、気運という部分でそれこそ、それまでは2名だという大方でしたけれども、全体の中が、先ほど申しましたとおり、いや、でも4名でも住民サービスを落とさないでいけるのだという、そういう部分だというふうに思っております。

○議長 長 1番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 その会の中でも、特別委員会の中で話をされて、2名減が一番多い。でも、一致した意見にはならなかった。ですので、12月議会でまたそこが決まるだろうという、その時点でももちろん決まったというような説明はなかったもので、そこは大丈夫だとは思っています。けれども、ただ、その時点で今のところ多いのが、2減だというふうに説明を受けた側からすると、多分、そのままで12月議会はいくのだろうというふうに感じられるのが、一般市民の感情だと思います。そこでは今ここでいただいた議会の中でのような、ほかの市—十日町以外のほかのところの平均とかといったような、細かい資料はいただいていませんし説明もなかったもので、市民に対してはかなり丁寧な説明がないと、もう次まで1年を切っていますので理解を得ることが難しいのではないかと。アンケート結果というのも、それも3割ですよ。減らしたほうが良いというのが3割であっても、4人減が良いというふうに言

っているのが3割ではないということでしょうから、市民に対しての説明の方法のことだけ教えていただければいいかなというふうに思います。

○議 長 提出者。

○提出者(小澤 実君) この場での結果のことは、きちんとまた広報紙、それから、その経緯も含めて当然のことながら、紙面でもって市民にはお示しする格好になると思います。

○議 長 ほかにございませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。ご苦労さまでした。

○議 長 討論を行います。まず、最初に、原案に反対者の発言を許します。

18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私はこの発議案に反対の立場で討論に参加します。前段で申し上げますが、私は特別委員でもあり、会派代表者の一員でもあります。9月定例会議会だよりの議員定数調査特別委員会委員長中間報告は、全会一致となる結論は得られず、2名削減という意見が多数を占めた、でありました。今ほどの1番議員の言う議会報告会での報告は同趣旨で、12月議会において定数削減の条例改正の議員発議が行われる可能性が大きい。発議がなければ定数はそのまま、という報告がされたと思います。

私はこの時点で2名削減は知れ渡ったのかなというふうに思っていました。まして12月定例会の特別委員長報告でも、2名削減の議員定数24人が適当であるという意見が多数を占めたと報告されております。ところが、この12月議会の前段の11月29日、会派代表者会議で、なぜ4議席減の22議席の議員発議をしたいとなるのか、私はあまりの唐突さにわかりませんでした。我々、日本共産党議員団以外の全会派そろってでありました。

議員定数調査特別委員会は何であったのでしょうか。特別委員会の権威もなにもあったものではないのでしょうか。言葉をあらげますと、市民を欺いたと言われても過言ではないでしょうか。

議員定数は市民の代表者として、より多くの方々が挑戦できるような配慮が必要だと私は考えています。議会が市民の思いと乖離しないため、また、広範な意見を取り入れられるためには、定数は現状維持とすべきである。これが私たちの考えです。

南魚沼市は非常に広いです。それぞれ選ばれた議員が、近隣の実態を持ち寄って、あらゆる議案に対処していかなければならない、こういう立場であります。そもそも日本共産党議員団は、定数削減に進む特別委員会設置にも反対でありましたが、定数増もあり得るというような言葉があり、全会で協議をしましょうということで、会派それぞれにふられての特別委員会が成立したわけであります。

つけ加えますが、次に問題となってあらわれてくるのが、報酬アップでしょう。定数と報

酬と一緒に検討すべきでないかと、特別委員会で提案したこともありましたが、しかし、本特別委員会は、議員定数を付託された委員会だと却下されてしまいました。

以上で、定数削減の発議案には反対であります。賢明な皆様のご賛同をお願いいたしまして、反対討論にかえさせていただきます。よろしくお祈りいたします。

○議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

13番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 発議第8号に対して賛成の立場で討論に参加させていただきます。今ほども議論をされて、議論といいますか反対者の声、また、提出者の声があったわけです。質問もあったわけですが、調査特別委員会の流れ、また、提出者が言われたとおり、この案件は流れているというような数字が、このたび出てきたと思っております。

実際のことを言わせていただきますと、市議会議員でこのたび市長選に3名の方が出られました。約半年間、3名減という形で我が市議会は開かれてきたわけでありまして。そういった中で、委員会やまた9月議会を経た中で3名減でいなかったわけですが、このことは皆さんが肌で感じたわけです。私は市民から3人いなくて大丈夫かとか、今では広い地区である五十沢地区からの議員というのが出ていませんけれども、いろいろな声の中で、3名いないけれども大丈夫かという声は、この半年間、約5か月間ですか、聞いたことはありません。

そういった中でこの提出者の言う考えに賛同いたしまして、ぜひ、多くの皆様から賛成の声を、発議に賛成をしていただければと思っておりました。以上で、賛成討論とさせていただきます。

○議長 次に原案に反対者の発言を許します。

7番・田村眞一君。

○田村眞一君 ただいまの発議に反対の立場で討論に参加いたします。第一番目は、民主主義のバロメーターである投票率の低下、これにつながるものだというところであります。市民の声を反映させ、市民と議会が乖離しないように重要なバロメーターは、投票率と私は考えます。合併した各自自治体の様子を見ると、定数削減を進めることで、旧町村から議員がいなくなるという現象が各地で起こっております。その関係で投票率が低下をし、そして、それが人口減、こういう形で悪循環になるということを私は危惧しているところであります。

この3年間、議会を先頭に、活性化のための取り組みに邁進してまいりました。この10月は第2回目になる議会報告会も開くなど、市民の付託に応える努力を続けていく中で、まさかこれほどの4名減という定数削減というのが、まさにこの努力がいったい何だったかということが私は疑問でなりません。それが第1点目です。

2つ目は、議会のチェック機能が後退につながるということであります。市のウェブサイトで、市議会を開きますと、議長の写真の下に「市民のために開かれた議会」という言葉が目に入ってまいります。この言葉からいけば、市民と市政のパイプが定数削減によって細くなり、ますます、市政、議会が遠くなる。それは閉ざされる方向に行くことにつながるわけ

であります。少数精鋭ではなくて、多くの皆さんのそれまでの知恵、そして経験、そして女性、男性のそれぞれの視点で、議員一人一人の得意な分野があります。そうしてこそ、執行部から出された議案をしっかりチェックするという役割も果たせるし、執行部とも緊張感を持って良好な関係、それは南魚沼市の発展にもつながっていく、私はそう確信しています。ですので、今回の定数削減に対しては、反対という立場で討論に参加します。よろしくお願いいたします。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

1 番・中沢一博君。

○中沢一博君 私は南魚政策研究会を代表いたしまして、発議第8号議案に賛成する立場で討論に参加させていただきます。この議員定数については、私はいろいろな意見があっただけであり、しかりであります。その中で、今まで議員定数を決めるという部分は、地方自治法にかかわっている規定がありまして、先ほど発議者の説明がありましたように、決められてきました。しかし、平成28年からそれが一部改正されまして、今までの人口比例の方式が、また各自治体に任せられるようになったわけでありまして。

その中で私たちがこの定数を決める中で、一番やはり大事なことは、人口から入ってくるかと思えます、そういう点も。そしてやはり面積であると思えます。その中で住民の声がちゃんと議会に反映されているか、届いているか、ここの部分がやっぱり大事になってくるわけですね。

合併した当初、私たちの市は6万3,000人でありましたけれども、今は5万8,000人を切りました。その中で、どう市民の声を伝えるかということでもあります。先の賛成者の声もありましたけれども、例えば9月議会であります。9月議会は決算議会といわれております。首長選に臨むに当たりまして、現職の市議が3名、辞職されました。そして、こんなことを言ったらあれですけども、いろいろな状況がありましたので重なりましたけれども、長期休暇を取っておられる方が1名いました。実質4名減でこの議会は——変な意味で言っているわけではございませんけれども、大半が4名減で進められてきたのも事実であります。

じゃあ、その中で本当に市民の声が議会に届かなかったのでしょうか。私たち一人一人は必死になって、市民の付託を議会に届けようと。私はやってきた一人であります。多分、皆さんもみんなその思いでやってきたと思います。そうした中でちゃんと審査をし、チェック機能も私は果たしてきたというふうに自負しております。

その中でやはり、今もあったように、今回の選挙でも多くの人に会いました。やっぱり多くの人からは、本当に南魚沼市議会の定数はこのままでいいのでしょうかという声、私の周りでは本当に多くあります。その中でやはり私は今、合併したばかりのときは、やはり地域の声、大事ですから、そんなに極端には下げられないと思えますけれども、合併して11年、もう次の段階に入ってこなければいけないというふうに私は感じております。

そして、例えば同規模の地域、人口、面積はどうでしょうか。私たち会派は2か月前に佐渡市に行ってまいりました。議会事務局の局長さんに会ってきました。佐渡市の人口は私た

ちと同じ、約5万8,000人であります。面積は855.3平方キロメートルであります。私たちの面積は584平方キロメートルであります。私たちよりも佐渡市は大きいです。その中で聞いて自分自身もびっくりしたのは、佐渡市は今現在22名であります。それを今、20名にするか、18名にするかという議論を始めているということで、私はすごいなという感じがしました。

ただ減らすだけで確かにいいということじゃありません。ですけれども、そういう各自治体は本当に必死になってやっているということでもあります。その中で、私はやっぱり議会改革と、よく今、出ておりますけれども、私は本当の議会改革というのは、いくら言葉ばかりかっこいいことを並べたって、みずからの身を切るとい改革をしない限りは、市民にだって信用されないのであります。そこのところをきちっと私たちは、やはり一人一人議員がまさに力量をアップして、そして議会に臨んでくる、そういう立場にならなければいけない、そして市民の付託に応えなければいけない。そんな意味で私は思っている次第であります。

議員報酬と議員定数と言っていました。それは全く別の問題であります。私たちが議員報酬なんて決められないのであります。審議会のほうで決めるのであります。そういうことをきちっと分けた中で、私たちは市民の代表として、きちっとやはりこの部分を、私は捉えていきたいというふうに思っております。多くの皆さんのご賛同をお願いし、賛成討論とさせていただきます。以上であります。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

2番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 私もこの4名削減の発議について、反対討論を行います。先輩議員が縷々申しましたので、私は簡単に発言をさせてもらいます。そもそも議会は多様な市民の思い、考えを反映させ、よりよい市をつくっていくための機関です。そうした役割を果たしていく上で、現在の26名が多いとは到底思われません。私は今回の市議補選を戦って、南魚沼市は広いと実感しました。仕事柄かなり地元のことは知っているつもりでしたが、初めて行った集落が幾つもありました。また、人口も減ったとはいえ、5万8,000人を超えているわけで、こうした広さと人口をカバーする上で、今の定数を減らす必要は全くないと考えています。

また、今回の4名減という発議は、あまりにも唐突ではないでしょうか。特別委員会の報告でも4名減、現状維持との意見もあったが、2名減との意見が多数を占めたとなってますし、補欠選挙の中でも来年は2名減での選挙と言われてきました。それがいきなり4名減というのは唐突であり、これが議員発議で行われるというのは、まさに議会の自殺行為だと思います。よって、議員定数を削減する討論に参加して以上で終わります。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

21番・阿部俊夫君。

○阿部俊夫君 発議第8号に賛成の立場で討論に参加をさせていただきます。議員定数というのは、なかなか規定が難しいこういう問題だと思いますけれども、国会なんかからいえば、一票の格差というのは非常に問題になるわけです。全国を見渡すと一番小さい市は、北

海道歌志内市というところがありますけれども、人口3,600人。かたや横浜市は373万6,000人もいます。人口が千倍。議員定数は横浜86、北海道の歌志内市は8人です。こういったことから考えると、一票の格差はものすごいものがあるわけです。だから、議員定数については、なかなか難しいと思いますけれども、今は交通の手段、通信、いろいろな情報が、地球の裏側のことまで瞬時にして伝わってきます。

確かに昔、旧町村単位ぐらいの、南魚沼市も12の町村の時代には、雪が降れば五十沢や城内あるいは後山、辻又それぞれ奥から出てこられない、そういった時代もあったわけですが、今は格段にそういったことは解消されております。

そして、やはりこれからは、今議会でも相当いろいろな委員会の付託というのがありました。委員会で議会の皆さんが、きちんとやはりこれから議会改革、そういったことを訴えて委員会付託をして、活発な意見をするためには、ある程度のやはり委員会の定数というのが必要だと思います。22人おればいろいろな情報も隅々から、南魚沼市は集められる。そして、委員会付託を受けた場合にも、きちんといろいろな議論ができる。そういったことで、私は22人のこの議員定数について賛成の立場で討論に参加をいたしました。大勢の皆さんから賛同いただきたい。以上、よろしく申し上げます。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 発議第8号 南魚沼市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について、賛成の立場で討論に参加するのであります。反対者の理由は7つほどございました。1つ目が、調査特別委員会の報告では2名減が多数だが、それがなぜ4名か。議会だよりに載った。市民を欺くのではないかという部分であります。調査特別委員会で、全会一致で発議をするというふうにしたものではございません。私も委員として意見を述べさせていただきました。個人的な意見を述べさせていただければ、住民3,000人に議員1人で20名。たった1人でありましたけれども、そういう意見もあったわけであります。ですので、調査特別委員会で発議をするということは決定したわけではないので、決して私は市民を欺いたということにはならないというふうに思っております。

そしてまた、議員定数が減れば、多くの市民が議員に挑戦する機会を失うという部分でありますけれども、これは前回の市議選を見てもらえればわかるように、トップ当選から最下位当選まで票差を見れば、決してそうではないであろうと。当選ラインが上がるというものでもないわけであります。候補者、議員になろうとする者は、みずからその足で歩いて支持者を集めれば、必ず私は議員になれるものだというふうに思っております。

多くの市民の要望を聞くには、多くの議員がいいと。であるならば、26名というその理由は何かという部分もございませぬ。これは議員の質にかかわるものであります。議員が日ごろから自分の足で市内を回って歩き、そして情報を集めて歩く。このことをきちんとやっ

れば、議員の数に限ったものではないと私は思っております。

そもそも、この定数調査特別委員会の設置に反対であったという部分でありますけれども、ここはもう見解の相違でありますから、どう言っても致し方もない。報酬のアップについては、先ほど同僚議員も申しました。報酬については、報酬審議会からの答申によってやるものであって、議員みずからがこうするものだと決めるものではないわけであります。そしてまた、議員数が少なくなれば、投票率が下がり民主主義の危機であると。議員がいなければ人口減につながると。これは旧大和地区を見ていただきたい。かつて5名の議員。今も5名であります。5名であります。投票率は下がりましたか。人口減少が塩沢、六日町より大きくなりましたか。そんなことはございません。議員の数ではないのです。議員の質なのです。

そして、議員数が少ないとチェック機能が下がる。そんなことはありません。委員会の質疑を見ていただければわかるように、議案をしっかりと読み込み、調査をし、そしてただすべきことはただしていく。そういう議員がいれば、決してチェック機能が下がる、そのようなことはないはずであります。個人的なことを申しましたが、私は6名減の20名でありましたけれども、それが4名減ということであれば賛同をするというものであります。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第8号 南魚沼市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

賛成多数。よって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

○議 長 閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。議会運営委員長から所掌事務について、各常任委員長から所管事務について、それぞれ会議規則第111条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申出があります。

○議 長 お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

○議 長 以上で本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成28年12月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変長い間

ご苦労さまでございました。

[午後 2 時 36 分]